

国民年金からのお知らせです

10月1日
から

年金生活者支援給付金制度がはじまりました

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには **請求書の提出が必要** です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。



●対象

- **老齢基礎年金を受給しているかた**
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ☑65歳以上である
 - ☑世帯員全員の市町村民税が非課税である
 - ☑年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しているかた**
以下の要件を満たしている必要があります。
 - ☑前年の所得額が約462万円以下である

●請求手続き

- 1 平成31年4月1日以前から年金を受給しているかた
対象となるかたには、日本年金機構から請求手続きのご案内が **9月上旬から順次郵送されています**。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。 **請求手続きはお早めに!**
- 2 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめたかた
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092(ナビダイヤル)

年金給付金 検 索



マイナンバーで届出・申請を行うことができます

年金請求や変更などの各種手続きは、基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことができます。マイナンバーで各種手続きを行う場合は、本人確認を行う必要がありますので、

- 1 マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と、
- 2 マイナンバーの正しい持ち主であることの確認[身元(実存)確認]の書類などの提示をお願いします。

住民票の氏名・住所などの変更があった際は、その情報をもとに、年金記録の氏名・住所などの情報を更新しますので、「氏名変更届」の提出は原則として不要*1です。

*1 日本年金機構において、マイナンバーが収録されているかたに限ります。



必要なもの

- 1 番号確認書類
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
- 2 身元(実存)確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

問合せ先

国保年金課 ☎072-433-7274

貝塚年金事務所 ☎072-431-1122

納めた国民年金保険料は、 全額が社会保険料控除の対象になります

この控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」(または領収書)の添付が必要です。控除証明書は日本年金機構が11月上旬に送付します。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付したかたの社会保険料控除に加えることができます。

いい みらい

11月30日は「年金の日」です!!

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、様々なパターンで試算することもできます。

「ねんきんネット」は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

